

# 女性農業者の皆さんへ

## 支援策活用ガイド

～女性農業者に役立つ支援策を準備しています！～

[21年度予算版]



平成20年度農山漁村男女共同参画活動いきいきフォトコンクール農林水産省男女共同参画推進本部長賞受賞作品



このパンフレットは、平成21年度農林水産省予算のうち、平成21年度農山漁村男女共同参画関係予算としてとりまとめた事業・施策をもとに、女性農業者に役立つ主な支援策をご紹介します。

### 【お問い合わせ先】

事業の内容や申請手続については、農林水産省の本省・地方農政局又は都道府県に、お気軽にお問い合わせください。

# 目 次

1	簿記やマーケティングなどの経営に必要な知識を習得したい。	1
2	女性グループで起業活動に取り組みたい。	1
	(1) 起業活動を発展させたい。	2
	(2) 地域での生産・加工・販売活動に取り組みたい。	2
	(3) 食育活動に取り組みたい。	3
	(4) 農家民宿・農家レストランなど都市と農村の交流に取り組みたい。	4
3	女性農業者が働きやすい施設等の環境を整備したい。	5
4	老後の生活を安定させたい。	6
5	農地を確保したい。	7
参考	家族経営協定について／アグリウエルカム塾／交流サポーター	8

## 1 簿記やマーケティングなどの経営に必要な知識を習得したい。

➡ 研修への参加や研修会の開催経費を支援します。

### 支援内容

担い手協議会が開催する、簿記やマーケティング等の経営管理研修、農産物加工や農業機械の操作等の農業技術研修等に対し、開催のための経費を助成します。

補助率：定額

### 対象・要件

事業実施主体：都道府県及び市町村等地域担い手協議会

<事業名：担い手アクションサポート事業のうち新たな人材の育成・確保活動のうち女性の担い手育成・確保支援事業>

【経営局人材育成課 03-3502-6600】

## 2 女性グループで起業活動に取り組みたい。 (1) 起業活動を発展させたい。

➡ 女性グループ等が新規就農者の定着のために行う、(1)モデル的な起業活動、(2)女性起業支援活動に必要な経費を支援します。

### 支援内容

公募により、原則1件300万円以内で活動費を助成します。

補助率：定額 (21年度の公募は終了しました)

### 対象・要件

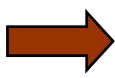
事業実施主体：民間団体又は任意団体

ただし、(1)のモデル的な起業活動の取組については、構成員に新規就農者（又はその配偶者）等を有し、活動や方針決定等を女性が中心となって行う女性グループ（民間団体又は任意団体）が対象となります。

<事業名：農業再チャレンジ支援事業のうち農村女性起業活性化モデル事業>

【経営局人材育成課 03-3502-6600】

(2)地域での生産・加工・販売活動に取り組みたい。



農産物直売所や加工処理施設などの整備や生産・流通体制づくりを支援します。

支援内容

地産地消の活動に必要な農産物直売所や加工処理施設、地域食材供給施設の整備等に必要な経費を助成します。

補助率：1 / 2 以内

(21年度の国から都道府県への要望調査は終了しました)

対象・要件

事業実施主体：地方公共団体、民間団体

<事業名：強い農業づくり交付金（地産地消特別枠）>

<事業名：強い農業づくり交付金（地産地消・産直緊急特別枠）>

【生産局技術普及課 03-6744-2110】

支援内容

高齢者や小規模農家が活躍できる直売所等を中心とした生産・流通体制づくりのほか、学校給食や社員食堂等に地場農産物を安定的に供給する取組など、新たなモデルの構築に必要な経費を助成します。

補助率：1 / 2 以内

(21年度の公募は終了しました)

対象・要件

事業実施主体：民間団体

<事業名：地産地消モデルタウン事業>

【生産局技術普及課 03-6744-2110】

**支援内容**

生産者に即時に売上情報を提供する新たなPOSシステムの導入など、都市部等での直売所の機能強化、量販店等において地場農産物を販売するインショップの取組に必要な経費を助成します。

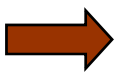
補助率：1 / 2 以内 (21年度の公募は終了しました)

**対象・要件**

事業実施主体：民間団体

<事業名：地産地消・産直緊急推進事業>  
【生産局技術普及課 03-6744-2110】

**(3)食育活動に取組みたい。**



農家が指導する一連の農山漁村体験(教育ファーム)への取組みを支援します。

**支援内容**

農林漁業体験における講師への謝礼・交通費、教育ファーム活動場所の管理費及び消耗品などの経費を助成します。

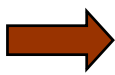
補助率：支援できる経費及び金額は事業実施主体との取り決めにより異なります。(21年度の公募は終了しました)

**対象・要件**

事業対象者：民間団体等

事業実施主体の募集に応募していただき、審査の後、採択されることが必要です。

<事業名：にっぽん食育推進事業費補助金>  
【消費・安全局消費者情報官 03-3502-8504】



「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の普及・啓発の取組みを支援します。

**支援内容**

「食事バランスガイド」の利用を促進させるための資料の作成費や講習会の講師謝礼、会場・備品の賃借などの経費を助成します。

補助率：定額 (21年度の公募は終了しました)

**対象・要件**

事業実施主体：民間団体等

ただし、(1)経理などの事務処理が適切に行える民間団体であること、(2)栄養士など「食事バランスガイドに詳しい者が事務局にいることが必要です。

<事業名：にっぽん食育推進事業費補助金>

【消費・安全局消費者情報官 03-3502-8504】

(4)農家レストラン、農家民宿など都市と農村の交流に取組みたい。



都市との地域間交流の拠点となる施設の整備等を支援します。

**支援内容**

都市との地域間交流の拠点となる、農林水産物直売・食材提供供給施設、自然環境等活用交流学習施設等の整備等に必要な経費を助成します。

補助率：1/2、5.5/10。ただし、沖縄は2/3、五法指定地域等は5.5/10の場合があります。  
(21年度の公募は終了しました)

**対象・要件**

事業対象者：地方公共団体、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等

ただし、都道府県又は市町村が単独で又は共同して活性化計画を策定する必要があります。

<事業名：農山漁村活性化プロジェクト支援交付金>

【農村振興局整備部農村整備官 03-3501-0814】

### 支援内容

都市と農山漁村の共生・対流の取組の推進に必要な都市農村交流促進施設、農林水産物直売・食材供給施設等の整備等に必要な経費を助成します。

補助率：定額（1/2以内）

### 対象・要件

事業対象者：民間団体

ただし、都道府県域を越えた主体間の連携による交流事業の計画を作成する必要があります。

<事業名：広域連携共生・対流等対策交付金>

【農村振興局都市農村交流課 03-3502-0030】

## 3

女性農業者が働きやすい施設等の環境を整備したい。

農山漁村地域の活性化を図るための施設の整備等を支援します。

### 支援内容

定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るため、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設等の整備等に必要な経費を助成します。

補助率：1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3。

ただし、沖縄は8/10、2/3、奄美諸島は6/10、  
六法指定地域等は5.5/10の場合があります。

（21年度の公募は終了しました）

### 対象・要件

事業対象者：地方公共団体、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等

ただし、都道府県又は市町村が単独で又は共同して活性化計画を策定する必要があります。

<事業名：農山漁村活性化プロジェクト支援交付金>

【農村振興局整備部農村整備官 03-3501-0814】

## 4 老後の生活を安定させたい。

農業者年金により、リタイア後の生活を支援します。

### 支援内容

農業者年金は国民年金1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の者であれば男女を問わず加入できる制度ですが、下記の対象要件のすべてを満たす女性には保険料を助成します。

具体的には、基本となる保険料（月額20,000円）のうち

- ① 35歳未満 5割（10,000円）
- ② 35歳以上 3割（6,000円）

を助成します。

なお、支払った保険料は、税制面のメリットとして、全額社会保険料控除の対象となります。

### 対象・要件

- (1) 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること
- (2) 農業所得が900万円以下（必要経費控除後）であること
- (3) 認定農業者等で青色申告者である者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は後継者であること

### 参考

上記(3)の要件は、女性が保険料の助成を受ける場合に適用しやすい要件ですが、上記(3)の要件に替わる以下のいずれかの要件を満たす場合（上記(1)、(2)を満たすことは必要）も、保険料の助成を受けることができます。

- ① 認定農業者で青色申告者
- ② 認定就農者で青色申告者
- ③ 認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者
- ④ 35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に①の者となることを約束した後継者

<事業名：農業者年金>

【経営局構造改善課 03-6744-2153】  
【農業者年金基金 03-3502-3942】

農地のあっせんと、それに伴う税制上の優遇措置を受けることができます。

### 内容

農業委員会では、農業振興地域内の農用地について、あっせん基準に基づいてあっせんを行います。

#### ○あっせんの要件

農業委員会の定めるあっせん基準によって、農用地等の権利を取得させるべき者及びその者のうちの農業を営む者や経営面積等についての要件が定められています。

なお、国が定める「農地移動適正化あっせん事業実施要領」においては、農用地等の権利を取得させるべき者は、農業を営む者を第1順位とし、認定農業者であれば、優先的にあっせんを受けることができます。

○家族経営協定において、経営内での役割分担が明確化され、夫婦共が経営方針の決定に参画しており、かつ以下のような協力関係があって、両者共が共同経営主であることを確認できる場合には、あっせん名簿にその両者を登録することができます。

- ①農産物の出荷者名が共同名義となっているか、若しくはそれぞれが出荷者となっている経営部門が実際にあること
- ②収入の分配について明確に規定され、かつ実施していること

### 税制上の優遇措置

農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業委員会のあっせん等により譲渡した場合、不動産取得税の課税標準額等の優遇措置があります。

### 参考

耕作目的で農地を買ったり、借りたりする場合には、農地法第3条による農業委員会（住所のある市町村の区域外の農地である場合には、都道府県知事）の許可を受ける必要があります。（この許可を受けないでした売買（貸借）契約は効力が生じないとされています。）

なお、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業を利用する場合には、農地法第3条の許可は不要です。

利用権設定等促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して権利の設定・移転計画等をまとめた「農用地利用集積計画」を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の売買・貸借等を行うことの出来る事業です。

<農地移動適正化あっせん事業>

【経営局経営政策課 03-6744-2143】

<農地法・利用権設定等促進事業>

【経営局構造改善課 03-6744-2151】

～家族経営協定とは～

家族経営協定は、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境などについて家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。

締結状況

家族経営協定は40,663戸の農家が締結しています。

家族経営協定の取り決め範囲は、経営主－配偶者間、経営主－後継者間、経営主－配偶者－後継者間、父母－経営主－配偶者間など様々です。

取り決めている協定の内容は、農業経営の方針決定に関する取り決めが90.4%で最も多く、次いで労働時間・休日に関する取り決めが88.4%、農業面の役割分担が79.3%となっています。(複数回答)

(平成20年調査)

制度上のメリット

○認定農業者制度(平成15年6月～)

実質的に共同経営を行っている場合、収益の配分と経営方針決定への参画が明確にされている家族経営協定の締結等を要件に、夫婦等による認定農業者の認定の共同申請が認められています(女性農業者や農業後継者も、夫婦や親子で認定農業者になることが可能)。

○農業者年金制度(平成14年1月～)

認定農業者等で青色申告者の意欲ある担い手と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者、後継者に対して、基本となる保険料(20,000円)のうち一定割合の国庫助成(政策支援)が行われます。

○農地のあっせん

家族経営協定において、経営内での役割分担が明確化され、夫婦共が経営方針の決定に参画しており、かつ以下のような協力関係があつて、両者共が共同経営主であることを確認できる場合には、あっせん名簿にその両者を登録することができます。

- ①農産物の出荷者名が共同名義となっているか、若しくはそれぞれが出荷者となっている経営部門が実際にあること
- ②収入の分配について明確に規定され、かつ実施していること

## アグリウエルカム塾(E-ラーニング講座)

➡ 女性農業者を対象として、インターネットを利用した在宅学習講座を開講しています。

### 講座の内容

<コース> ①入門コース、基礎コース、実務コース

<募集期間> 随時受付中

<受講料> 1コースにつき5,000円

<受講期間> 受講許可日から最長4ヶ月間

<申込方法> 下記協会のHPから、申込フォームに必要事項を記入して送信してください。

【(社)農山漁村女性・生活活動支援協会

03-5777-5383

<http://www.weli.or.jp/>】

## 交流サポーター

➡ 普及指導員のOG、OBが交流サポーターとして、女性農業者への支援をします。

### 支援内容

女性農業者・グループ支援に意欲を持っている普及指導員のOG、OBが「交流サポーター」として登録し、サポーターの居住地を中心に、専門分野に応じ、女性農業者への支援を行っています。

女性農業者に対する相談活動として、主に農産物加工等の起業支援、家族経営協定の推進等を行っています。

登録者は、154名、36都道府県に在住しています。詳細は、下記協会まで。

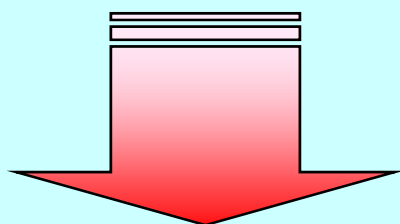
【(社)農山漁村女性・生活活動支援協会

03-5777-5383

<http://www.weli.or.jp/>】

## 「支援策相談窓口」一覧

ご紹介した各種の支援策について、  
質問等がございましたら、下記まで  
お気軽にご連絡ください。



相談窓口	電話番号	FAX番号
東北農政局経営支援課	022-221-6217	022-217-4180
関東農政局経営支援課	048-740-0428	048-601-0533
北陸農政局経営支援課	076-232-4238	076-232-5824
東海農政局経営支援課	052-223-4620	052-220-1362
近畿農政局経営支援課	075-414-9055	075-414-7345
中国四国農政局経営支援課	086-224-8842	086-232-7225
九州農政局経営支援課	096-353-7375	096-324-1439
内閣府沖縄総合事務局経営課	098-866-1628	098-860-1179

受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の9時から17時（12時00分から13時を除く）です。

農林水産本省経営局人材育成課	03-3502-6600	03-3593-2612
----------------	--------------	--------------

受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の10時から18時（12時00分から13時を除く）です。

＜表紙の写真について＞ 応募団体：佐賀県白石町／撮影者：白浜キクノ氏

（撮影者は、夫とともに、米・麦・花き栽培に取り組んでいます。5年前には息子も就農し、花き栽培を中心に励んできましたが、昨年、息子にもパートナーができ、息子夫婦は、栽培技術はもとより、経営管理や経営分析も夫婦で共に学び話し合い、しっかりとした農業経営を目指しながら「素敵な花をつかっていきたい」と夫婦で一緒に夢を実現していくために頑張っています。